

市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

相模原市 財政局 財政部

管財課

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件名 : 市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託
- (2) 履行期間 : 契約締結日から令和10年3月31日(金)まで
- (3) 履行場所 : 市役所本庁舎ほか
- (4) 業務内容 : 別紙1「市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託 仕様書」のとおり
- (5) 契約上限金額 : 48,494,000円(消費税及び地方消費税を含む。
(令和8年度:22,124,000円、令和9年度:26,370,000円)

2 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとする。

参加申込書受付期間	令和8年4月9日(木)から4月22日(水)午後5時まで
質問書の受付期間	令和8年4月9日(木)から4月22日(水)午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年4月28日(火)午前9時以降
質問書に対する回答送付日	令和8年4月28日(火)
企画提案書等の提出期間	令和8年4月30日(木)から5月20日(水)午後5時まで
プレゼンテーション実施日 (予定)	令和8年5月26日(火) ※実施時間や場所等の詳細は後日連絡
選定結果の通知日	令和8年6月1日(月)までに通知
契約締結	令和8年6月上旬

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 財政局 財政部 管財課

電話 042-769-8305 FAX 042-769-9804

E-mail アドレス : kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 参加資格要件

- (1) 企画提案書の提出者については、次の全ての条件を満たす者とする。

ただし、提出者が共同企業体である場合は、共同企業体を構成する全ての者(以下「構成員」という。)が次のアからコまでの全ての条件を満たす者とし、かつ、構成員のいずれかがサの条件を満たしていること。また、参加申込書を提出する時点において、構成員の間で共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

イ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者

ウ 参加する者が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

- エ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- オ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- カ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- キ 相模原市契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として認定されていること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- コ 民法(明治29年法律第89号)第33条に規定する法人であること。
- サ 過去10年の期間(平成28年度から令和7年度まで)において、新たに地方公共団体の発注する庁舎(想定床面積15,000㎡以上)の整備の検討に係る業務(基本構想・基本計画等の策定支援、その他本業務内容と類似する業務)を受託し、当該期間に完了した実績があること。
 - ※「庁舎」とは、都道府県庁、市役所、区役所等の主な庁舎をいう。
 - ※「想定床面積15,000㎡以上」とは、庁舎の整備の検討段階(基本構想や基本計画等の策定段階)において想定していた庁舎の延床面積をいう。

(2) 配置予定の管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目)又は建設部門(都市及び地方計画))又は一級建築士の資格を有する者とする。

5 参加手続等

(1) 資料の配布

- ア 配布期間 令和8年4月9日(木)から4月22日(水)まで
- イ 配布方法 相模原市のホームページ(入札等新着情報)から資料をダウンロード
→ (<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/1026667/index.html>) に掲載
- ウ 配布資料
 - ・市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)
 - ・(別紙1)市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託仕様書
 - ・(別紙2)市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託企画提案要領
 - ・(別紙3)市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託提案に係る評価基準
 - ・市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託様式集
 - ・【参考】相模原市役所本庁舎周辺公共施設配置図

(2) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により必要な書類を提出すること。

ア 提出書類

次の全てのもの（各1部）を提出すること。

ただし、参加希望者が共同企業体である場合は、②については共同企業体としてのものに加えて、構成員ごとに作成したものも添付すること。また、併せて⑥共同企業体構成届（様式1-6）を提出すること。

- ①参加申込書（様式1-1）
- ②会社概要書（様式1-2）
- ③業務実績書（様式1-3）
- ④予定技術者の経歴等（様式1-4）
- ⑤予定技術者の業務実績書（様式1-5）

イ 受付期限 令和8年4月22日（水）午後5時まで【必着】

ウ 提出方法 郵送、持参又は電子メールのいずれかにより提出

※電子メールの場合は、PDFファイルで提出すること。

エ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 財政局 財政部 管財課

E-mail アドレス：kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp

(3) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知する。

ア 交付日 令和8年4月28日（火）午前9時以降

イ 送付方法 電子メールにより通知

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問を行うことができる。質問内容及びその回答は、参加申込書を提出した者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出書類 質問書（様式2）

イ 受付期限 令和8年4月22日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 電子メールにより提出

※PDFファイルで提出すること。

エ 提出先 相模原市役所 財政局 財政部 管財課

E-mail アドレス：kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp

オ 回答送付日及び方法 令和8年4月28日（火） 電子メールにより通知

※回答を受信後、着信確認メールを返信すること。なお、内容に関する再質問は一切受け付けない。

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に、次のいずれかに該当する

ことになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、次により参加辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 参加辞退届（様式3）
- (2) 提出方法 郵送、持込又は電子メールのいずれかにより提出
※電子メールの場合は、PDFファイルで提出すること。
- (3) 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 財政局 財政部 管財課
E-mail アドレス：kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp

第2章 企画提案等について

1 企画提案について

(1) 提案項目について

企画提案書及び参考見積書(以下「企画提案書等」という。)の作成については、配布資料を参照するとともに、別紙3「市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託 提案に係る評価基準」の評価項目に沿った順序による章立て等により整理すること。

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物

提出物	提出部数	
	紙(片面印刷)	電子データ
企画提案書提出書(様式4)	1部	PDFファイル
企画提案書(任意様式)※正本	1部	PDFファイル
企画提案書(任意様式)※副本【会社名なし】	1部	PDFファイル
参考見積書(任意様式)※内訳書を添付	1部	PDFファイル

※企画提案書の副本【会社名なし】については、ロゴマーク等、会社名を推定できるものについても記載しない又はマスキングすること。なお、当該記載があった場合には、発注者において提案事業者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがある。

イ 提出期限・提出方法

令和8年5月20日(水)午後5時【必着】までに、紙は郵送又は持参で、電子データは電子メールにて提出すること。

ウ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 財政局 財政部 管財課

E-mail アドレス：kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp

(3) 企画提案書作成に当たっての留意点

ア 企画提案書は、表紙、目次及び索引を除き20ページ以内とし、ページ番号を振ること。

イ 記載事項等については、別紙2「市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託 企画提案要領」を参照すること。

(4) 参考見積書(任意様式)の作成方法

ア 件名は「市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託」とし、作成日、所在地、提案事業者名及び代表者職氏名を記載すること。

イ 契約全体額及び年度別金額がわかるように作成すること。

ウ 参考見積書には、「内訳書」を添付すること。

エ 内訳書は、別紙1「市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託 仕様書」の「7 業務内容」の項目に対応する費用が分かる形で作成すること。

- オ 仕様書において発注者が行うことを明記しているもの以外の経費については、受注者が負担するものとして見積もること。
- カ 独自提案がある場合は、見積金額に含めること。
- キ 参考見積書は、選定における参考(契約上限額を超えないことの確認等)として使用するものであり、予算を担保するものではない。

(5) 無効となる企画提案書等

以下に該当する提案は無効とする。

- ア 参加資格を有しない者の提案
- イ 参考見積金額が契約上限金額を超える提案
- ウ 虚偽の記載をした提案
- エ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、事業者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、原則として公表しない。ただし、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)等による請求等があった場合は、条例等に基づき内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- エ 提出された企画提案書等は、選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。
- オ 企画提案書等の提出後、発注者の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- キ 提出された企画提案書等は、返却しない。

第3章 審査の手續及び受注者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、相模原市が設置した評価委員会(非公開)において評価基準に従い審査を行う。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日(予定)

令和8年5月26日(火)

※提案の順番は、くじにより決定する。

※詳細については、各提案事業者に令和8年5月22日(金)までに通知する。

(2) プレゼンテーション

- ア 出席者 プレゼンテーション会場に直接来る者(対面参加者)は3人以内とし、配置予定の管理技術者及び主担当技術者の参加は必須とする。
なお、対面参加者に加えてWEBによる出席も可とする。
- イ 説明者 配置予定の管理技術者又は主担当技術者が説明を行う。
- ウ 説明時間 15分以内とする。説明終了後に10分程度のヒアリングを行う予定
- エ 説明方法 提出した企画提案書等のみを使用すること。
なお、内容に修正又は補足がある場合は、口頭で説明すること。
- オ その他 社章、名札の着用等のほか、会社名が特定できるような言動はしないこと。
また、呼称については、くじの結果により「A社」、「B社」、・・・、「〇社」の順とする。

(3) 評価基準

別紙3「市役所本庁舎等整備検討基礎調査業務委託 提案に係る評価基準」のとおり

3 受注候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、委員一人当たり150点を満点として点を付け、各委員の点数を合計する(450点満点)。最も高い合計得点の提案事業者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受注候補者となる最低点は270点(6割)とする。また、評価項目のいずれかで0点となった提案事業者は、原則として選定しない。
- (3) 合計得点が高同点の場合は、評価基準のうち「2 本業務の提案内容」の合計得点が高い提案事業者を受注候補者として選定する。それでもなお同点の場合は、委員で票決する。
- (4) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。
- (5) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。

(6) 提案事業者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和8年6月1日(月)までに通知する。併せて、市ホームページ上で結果を公表する。

(7) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

4 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の(1)又は(2)のいずれか若しくは両方に該当することになった場合には、本プロポーザル方式における受注候補者としての選定を取り消し、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たに受注候補者として手続を行うものとする。

(1) 第1章「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

5 その他

(1) 手続において使用する言語は、日本語とする。

(2) 本契約において使用する通貨は、日本円とする。

(3) 本契約において契約書の作成を要する。

(4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。

(5) 参加申込書及び企画提案書等の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができる。

ただし、受注候補者の選定後は原則として棄権することはできない。また、選定された権利を他社に譲渡することはできない。

(6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(7) 参加申込書及び企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーションに関する費用は、各事業者の負担とする。

(8) 参加申込書及び企画提案書等の提出後において、原則として企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。

(9) 業務内容の詳細及び仕様書は、受注候補者と相模原市との協議の上で決定する。

(10) 以下に該当した場合は失格とする。

ア 参加申込書及び企画提案書等の提出期限に遅延した場合

イ 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合

ウ 本書に記載した諸条件に違反した場合

エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受注候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合

以 上